

6番 林崎竟次郎でございます。通告に基づき一般質問を行います。

昨年1月14日、新型コロナウイルスの感染者が国内で初めて報告されてから1年2ヶ月になろうとしています。政府は、公式には認めていませんが、昨年4・5月の第一波、7・8月の第二波を経て、11月から現在にかけて「第三波だ」と専門家もマスコミも言っています。町長をはじめ町職員、医療・介護関係者等の献身的な取り組みに心から敬意を表します。

2月22日現在、全国の感染確認は42万6375人(横浜クルーズ船除き)、死者は7549人。県内でも感染確認は553人、死者30人となっています。当町にとって、引き続き新型コロナウイルス感染を抑え、町民の命と健康、暮らしと経済を守ることは、町政の最優先の課題となっています。

まず初めに、新型コロナウイルス関連中小企業者等

事業継続支援金の創設について伺います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第三次配分額が決定しました。交付金は市町村の判断で自由な使いみちが保障され、当町の第三次配分限度額は、①新型コロナ感染症対応分 2272 万円、②地域経済対応分 1 億 3027 万円となっています。第一次補正～第三次補正の交付限度額の合計は 5 億 5606 万円となります。

町では、この間、感染予防や啓発活動を行い、中小企業及び個人事業主、町民への経済支援などの対策に取り組んできました。それ故に、本日まで新型コロナウイルスの感染者を町内から出さず、厳しい状況の中でも、前向きに生業、暮らしに勤しんできました。けれど、まだまだ先の見えない状況です。

そこで、事業規模に応じた、新型コロナウイルス関連中小企業者等事業継続支援金の創設が必要だと考えます。

支給対象者は二通りとし、一つ目は、令和 3 年 2 月

1 日時点において町内に事業所を構え、事業を継続しており、令和 2 年 9 月 30 日以前に開業している者で、令和 2 年の事業収入（国、県、町からの各種支援金を含む）の合計金額が 1 億円未満。令和元年分の確定申告等における事業収入の合計金額が 100 万円を超えている者であること。

二つ目は、令和 2 年 1 月から令和 3 年 1 月までの事業収入の合計金額が平成 31 年 1 月から令和 2 年 1 月までの事業収入の合計金額と比較して、30 パーセント以上減少している者であること。であります。

支援金は、どちらも月平均の減少額の区分、及び事業所の規模（正社員数の区分）に応じて決定し、さらに、すべての業種を対象にすると考えます。この支援金の創設について、町長の所見を伺います。

次に、75 歳以上の保健事業について伺います。

人生 100 年時代が叫ばれています。これまで 75 歳で分断され制度ごとに実施されてきた国民健康保険

と後期高齢者医療の保健事業を接続し、介護保険の地域支援事業と一体的に行う「一体的実施」のあり方が国から示されました。

岩手県後期高齢者医療広域連合では、令和2年度から6市町へ「一体的実施」の委託を開始し、令和6年度までに全市町村への委託を目指しています。

本町ではどのような内容で、何年度からの受託を目指しているのか。支援金も出ることから、早い方が良いと考えますが町長の所見を伺います。

次に、済生会岩泉病院に常勤の小児科医師と産婦人科医師の確保について伺います。

町長は施政方針で医療対策について、これまで同様に地域医療の要である済生会岩泉病院に対する支援を継続し、医師や専門職スタッフの確保等に努める。と演述しました。

私は、2月に町民アンケートを実施し、集約しました。そのアンケートの中で、「済生会岩泉病院に産婦

人科と小児科を設置してほしい、という声があります。あなたのご意見は？」という項目では、賛成が圧倒的に多かったです。その声を紹介すると、「特に子育て支援の一助として若い世代に希望を与えてほしい」

「何歳になっても女性ゆえの病気があるので婦人科がほしい」「せめて月に一度か二度、医大や県立病院から医師が来てくださるとありがたい」とありました。

そこで、町として、常勤の小児科医師と産婦人科医師の確保について、済生会岩泉病院をはじめ、関係機関に強く強く要望すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、病後児保育について伺います。

私が実施した町民アンケートに、「病後児保育を望む声がありますが、どう考えますか？」という項目があり、「ぜひ病後児保育を作してほしい」と「わからない」という約半々の回答がありました。これは、病後児保育が良く理解されていないからだと考えます。

病後児保育は、病気の回復期にあるお子さんを、保護者が仕事・疾病・事故・出産・冠婚葬祭などで家庭での保育が困難であるときに、預かる制度です。近くでは宮古市小山田保育所内にあります。スタッフは保育士・看護師各1名です。

本町でも、町有施設に専用の保育室を設けるなど細部は詰めるとして、実現可能だと考えます。町長の所見を伺います。

最後に、国保税の子どもへの均等割り減免について伺います。

私が実施した町民アンケートに、国保税の項目があります。その中で、「国保税についてあなたのご意見は？」では、「高くて払うのが大変だ」が、圧倒的に多く、「どうすればいいと思いますか？」では、「国の負担(国庫支出金)を増やすべき」が、最も多かったです。

令和2年第1回定例会一般質問に続く質問です。国

保税は、協会けんぽ保険料の約2倍となっています。  
いま全国の流れは、子どもへの均等割り減免の方に流  
れています。本町でも、子どもへの均等割り減免を決  
断すべきと考えますが町長の所見を伺います。

以上で、本席からの質問を終わります。

## 6番 林崎 竟次郎 議員の御質問にお答えします。

まず初めに、新型コロナウイルス関連中小企業者等事業継続支援金の創設についてであります。これまで国の地方創生臨時交付金を財源といたしまして、町内事業者の皆様に緊急的な経済対策として支援を行ってきたところであり、感染症の影響の長期化により、更なる支援が必要であるとの考えにつきましては、議員と意を同じくするところであります。

このような中、岩手県では新型コロナウイルス感染症の新たな対策として、経営が悪化している中小企業者に最大40万円を支援することで、県議会2月定例会に関連予算が提案されております。

本町におきましても今後、県の動向などを注視す



るとともに、関係機関との情報交換などを行いながら、議員の御提言も含め経済対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、75歳以上の保健事業についてであります。が、一体的実施の事業は、後期高齢者医療の保険者であります岩手県後期高齢者医療広域連合と本町で事業方針を定め、事業委託を受けて、国民健康保険、後期高齢者医療の保健事業及び介護保険の地域支援事業を一体的に実施するものであります。

この事業は医療専門職を配置し、医療・介護データの分析による医療との連携、いきいき百歳体操など町民主体の通いの場での健康相談の実施など、事業のコーディネートを行うことで、早期に介護予防や医療・介護サービスに繋げるものであります。

事業の財源といたしましては、上限はありますが、委託事業費の全額を広域連合から交付されることになっております。

本年度は、実施に向けた広域連合との連絡調整及び事業検討や既に実施することを決めている他市町村の情報収集などを行ってまいりました。

実施に向けては、広域連合との方針策定に係る検討、コーディネート役を担う医療専門職の確保や実施体制の整備など課題がありますが、令和3年度は準備の期間として、課題の整理や関係機関・団体などとの協議を進め、実施体制を整備した上で、事業受託に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、済生会岩泉病院への常勤の小児科医師と産婦人科医師の確保についてであります。両診療科

の医師は全国的にも不足している状況であり、岩手県内における小児科医師は平成 10 年の 133 人から、また産婦人科医師は平成 14 年の 97 人からほぼ横ばいで推移している現状であります。

そのような中、小児科医師につきましては、済生会岩泉病院で非常勤医師の確保を図り、これまでの第 2、第 4 水曜日に加え、第 3、第 4 火曜日の月 4 回の小児科応援診療という体制で、診療及び予防接種事業を実施していただいております。町民の皆様にとっては、安心した子育て支援に繋がっているものと認識しております。

また、産婦人科医師につきましては、医師確保が大変困難であることから、妊産婦には町外医療機関への通院費の一部を支援しているところであります。

現時点において、常勤の小児科医師と産婦人科医師の確保は、大変厳しい環境ではありますが、機会を捉えて国や県に働きかけてまいりますとともに、済生会岩泉病院とも協議を行いながら、地域医療の確保に向け、鋭意努力してまいりますので御理解をお願い申し上げます。

次に、病後児保育についてであります。現在、町において病後児保育事業は実施しておりませんが、各こども園に併設した「子育て支援センター」において、一時保育事業を実施しております。

病後児保育の実施に当たっては、子どもの病態の変化に的確に対応することが求められること、専用の保育スペースの確保と合わせ、看護師等のスタッフが必要であること等の条件があり、更には各こども園とも専用スペースとスタッフの確保が難しいことから、今後の検討課題とさせていただきたく御理解

をお願い申し上げます。

最後に、国保税の子どもへの均等割りの減免についてであります。今国会に提案された「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」において、未就学児の均等割の軽減を行う改正が盛り込まれ、令和4年度からの適用が予定されております。

この改正は、未就学児分の均等割の5割を軽減するもので、子育て世帯の経済的負担を緩和する観点から、所得制限は設けず、また低所得世帯で既に7割・5割・2割の軽減を受けている場合も、残りの税額の5割を軽減するものとなっております。

軽減による減収額については、一般会計からの繰入れを行い、この繰入額に対し、国2分の1、

県4分の1の公費負担となっておりますので、町としては、改正法の規定に基づいて軽減を実施するよう執り進めてまいりたいと考えておりますので御理解をお願い申し上げます。

以上で答弁を終わります。